

中央労働災害防止協会会長 殿
陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿
公益社団法人日本バス協会会長 殿
一般社団法人日本経済団体連合会会長 殿
日本労働組合総連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、交通労働災害防止対策については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号別添）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、安全管理体制の確立、適正な労働時間等の管理や走行管理、安全衛生教育の実施、意識の高揚、荷主・元請け事業者による配慮、自動車運転者の健康管理の実施等について、お願いしてきたところです。

今般、昨年 5 月に関越自動車道で発生したツアーバスによる重大な交通事故を契機として、国土交通省において「高速乗合バス及び貸切バスにおける交替運転者の配置基準」が定められたことを踏まえ、ガイドラインの一部を別紙（新旧対照表）のとおり改正しました。

つきましては、貴会におかれましても、改正点を含め本ガイドラインの趣旨をご理解の上、会員事業場に対してその周知徹底を図られるなど、①睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理、②乗務開始前の点呼等の実施、③早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成を始めとした、交通労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をいただくようお願い申し上げます。